

## 県民会館使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、宮城県民会館（以下「会館」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用時間)

第2条 会館の使用時間は、別表第1のとおりとする。ただし、宮城県民会館長（以下「館長」という。）は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

### (休館日)

第3条 会館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長は、特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

- (1) 毎月第2水曜日
- (2) 12月28日から翌年の1月4日までの日

### (使用期間)

第4条 会館は、同一人の使用者が引き続き7日以上にわたって使用することができない。ただし、館長が会館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

### (入館の拒否等)

第5条 館長は、会館の施設、設備、器具等を損傷し、その他会館の管理に支障を及ぼすおそれがあると認められる者に対し、その入館を拒否し、又はその退館を命ずることができる。

### (使用許可)

第6条 会館を使用しようとする者は、館長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。

- 2 館長は、会館を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を許可しないものとする。
  - (1) 会館の設置の目的に反して使用するおそれがあるとき。
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
  - (3) 施設、設備、器具等を損傷するおそれがあるとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、会館の管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 3 館長は、同一施設について、二以上の者から同一の日に同一日時の使用申請（変更申請を含む。）がある場合には、受付の早い順に従い第1項の許可をしなければならない。ただし、大ホール、特別室、楽屋又は浴室（以下「1号施設」と総称する。）については、

この限りでない。

- 4 館長は、第1項の許可を行うに当たり必要と認めるときは、その許可に条件を付することができる。

#### (使用申請)

第7条 前条第1項前段の規定により会館の使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に使用許可申請書（様式第1号）を館長に提出しなければならない。

- (1) 1号施設（次号に掲げる施設を併用する場合の当該施設を含む。）を使用しようとする場合 使用しようとする日前12月の日の属する月の初日（初日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する元日に当たるときは、1月5日。次号及び次項において同じ。）から使用しようとする日前3日までの期間。ただし、電子メールで提出する場合には、原則として使用しようとする日前10日までの期間
  - (2) 前号に掲げる施設以外の施設（以下「2号施設」と総称する。）を使用しようとする場合 使用しようとする日前6月の日の属する月の初日から使用しようとする日前3日までの期間。ただし、電子メールで提出する場合には、原則として使用しようとする日前10日までの期間
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、使用しようとする日前18月の日の属する月の初日から使用許可申請書を館長に提出することができる。
- (1) 第15条第1項第1号から第3号までに掲げる場合に該当する場合（大学を含む。公益法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（昭和18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人をいう。以下同じ。）にあっては公益事業に係るものに限る。）
  - (2) 法令等の根拠に基づく試験又は講習会等で使用する場合
  - (3) 第1号及び前号に係る大ホール使用者が会議室関係施設を併用する場合
  - (4) 広域（全国、東北地区、県）を対象とした公益性の高い行事（学会、大会等）の会場として使用する場合
  - (5) 館長が特に必要と認める場合
- 3 前条第1項後段の規定により許可を受けた事項の変更（館長が別に定める軽微な変更を除く。以下「使用許可の変更」という。）をしようとする者は、使用しようとする日前3日までに使用許可変更申請書（様式第2号）を館長に提出しなければならない。
- 4 第1項から前項までの規定による提出は、休館日を除く日の午前9時から午後9時までの間に行わなければならない。ただし、会館の工事等による休館中の申請時間については、館長が定める時間に行わなければならない。
- 5 第1項から第3項までの規定による提出の期限が、12月28日から翌年1月4日までの

日に当たるときは、12月27日を提出の期限とする。

#### (使用者の行為の制限等)

第8条 第6条第1項の許可を受けて会館を使用する者（以下「使用者」という。）は、会館において次に掲げる行為をしてはならない。ただし、館長の承認を受けた場合は、この限りでない。

- (1) 使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入ること。
  - (2) 使用許可を受けた設備又は器具以外のものを使用すること。
  - (3) 使用目的外に使用すること。
  - (4) 現状を変更すること。
  - (5) 使用する権利を他の者に譲渡し、担保に供し、又は転貸すること。
  - (6) 寄附金の募集、物品の販売又は飲食物の提供を行うこと（第三者をして行わせる場合も含む。）。
  - (7) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に定める感染症指定医療機関への入院を要する類型の感染症にかかっている状態、めいていしている状態、身体若しくは衣服が著しく汚れている状態、火薬、凶器等の危険物を携帯している状態又は動物（盲導犬、介助犬及び聴導犬を除く。）を伴っている状態（次号において「要注意状態」と総称する。）で使用すること。
  - (8) 要注意状態にある者を入場させること。
  - (9) 会館内の秩序及び風俗を乱すおそれがあると認められる行為を行うこと又はこのような行為を行うおそれがある者を入場させること。
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、館長が定める行為。
- 2 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 火災及び盗難の発生防止等に留意すること。
  - (2) 使用に係る施設内の秩序を保持するため必要な措置を講ずること。
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、館長が指示すること。

#### (使用許可の取消し等)

第9条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用許可を取り消し、又は使用の停止を命ずることができる。

- (1) 法令等又はこの規程の規定に違反したとき。
- (2) 詐欺その他不正の行為により第6条第1項の許可を受けたとき。
- (3) 第6条第4項の条件に違反したとき。
- (4) 使用者が会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納入期限までに納入しなかったとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、会館の管理上特に必要があると認めるとき。

- 2 使用者がその使用を取りやめようとするときは、直ちに使用中止届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。

#### （職員の立入り）

第10条 館長は、会館の管理上必要があるときは、職員を使用中の施設に立ち入らせることができる。

#### （利用料金）

第11条 使用者は、会館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を館長に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第2に定める額とする。

#### （利用料金の納入）

第12条 利用料金の納入は、次の各号に掲げる納入方法によるものとし、当該各号に定める期限までに行うものとする。

- (1) 現金 使用しようとする日前3日又は利用料金の請求の日から20日を経過する日のいずれか早い日
- (2) 口座への振り込み 使用しようとする日前10日又は利用料金の請求の日から20日を経過する日のいずれか早い日
- 2 精算により納入することが適当と認められる利用料金は、後納とし、館長が定める日までに納入するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、館長が特に必要があると認めるときは、利用料金後納申請書（様式第4号）による申請に基づき、利用料金の後納を認めることができる。

#### （利用料金の返還）

第13条 既に収受した利用料金は、返還しない。

- 2 館長は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める割合に応じて、別表第2第1号に定める各室利用料金（以下「各室利用料金」という。）を返還するものとする。
  - (1) 管理上の都合により使用許可を取り消した場合 100パーセント
  - (2) 災害その他不可抗力により使用できなくなった場合 100パーセント
  - (3) 1号施設及び2号施設を使用しようとする者が使用開始前6月以前に第9条第2項の規定により使用のとりやめを申し出た場合 90パーセント
  - (4) 1号施設及び2号施設を使用しようとする者が使用開始前6月から10日までの期間内に第9条第2項の規定により使用のとりやめを申し出た場合 50パーセント

- 3 館長は、第1項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる場合には、別表第2第2号に定める設備器具利用料金（以下「設備器具利用料金」という。）及び同表第3号に定める冷暖房施設利用料金（以下「冷暖房施設利用料金」という。）の全額を返還するものとする。
- 4 第2項第1号及び第2号に掲げる場合において、各室利用料金、設備器具利用料金及び冷暖房施設利用料金の返還を受けようとする者は、利用料金返還申請書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

#### （使用許可の変更の場合の利用料金）

- 第14条 使用許可の変更をした場合において、既に納入されている利用料金は、当該変更後の使用許可に係る利用料金とみなす。
- 2 使用者は、前項の場合において、変更後の使用許可に係る各室利用料金の額が変更前の使用許可に係る各室利用料金の額を上回るときは、その差額を支払うものとする。
  - 3 館長は、第1項の場合において、変更後の使用許可に係る各室利用料金の額が変更前の使用許可に係る各室利用料金の額を下回るときは、その差額に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を返還するものとする。
    - (1) 1号施設及び2号施設を使用しようとする者が使用開始前6月以前に使用許可の変更を申請したとき 90パーセント
    - (2) 1号施設及び2号施設を使用しようとする者が使用開始前6月から10日までの期間内に使用許可の変更を申請したとき 50パーセント
  - 4 館長は、第1項の場合において、変更後の使用許可に係る設備器具利用料金及び冷暖房施設利用料金の額が変更前の使用許可に係る設備器具利用料金及び冷暖房施設利用料金の額を下回るときは、使用開始前10日までに使用許可の変更の申請がなされた場合に限り、その差額を返還するものとする。

#### （利用料金の免除）

- 第15条 館長は、次の各号に掲げる場合には、各室利用料金に当該各号に定める割合を乗じて得た額を免除することができる。
- (1) 国、地方公共団体、公益法人、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校法人、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、地方独立行政法人法第2条（平成15年法律第118号）に規定する地方独立行政法人が主催して使用する場合 10パーセント
  - (2) 県内の学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）が主催して幼児、児童又は生徒のための音楽、演劇、展示等に使用する場合 30パーセント
  - (3) 県内の児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設が主催して児童のための音楽、演劇、展示等に使用する場合 30パーセント

- (4) 大ホール使用開始日の3月前の時点でホールスケジュールに空きがある場合の使用で、県内に所在する文化芸術団体又は学生文化団体が練習会場としてのみ使用する場合  
30パーセント
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、館長が特別な事由があると認めた場合 館長が定める割合
- 2 前項の免除を受けようとする者は、利用料金免除申請書（様式第6号）を館長に提出しなければならない。

#### **（損傷等の届出等）**

- 第16条 使用者その他会館を利用する者（以下「利用者」という。）は、会館の施設、設備、器具等を損傷し、又は亡失したときは、直ちにその旨を館長に届け出なければならない。
- 2 館長は、前項に規定する損傷又は亡失が利用者の故意又は過失によるものと認められるときは、当該利用者に、これを原状に回復させ、又はその損害を賠償させるものとする。

#### **（使用終了の届出）**

- 第17条 使用者は、会館の使用を終了したときは、直ちにその旨を館長に届け出て点検を受けなければならない。

#### **（委任）**

- 第18条 この規程に定めるもののほか、会館の使用に関し必要な事項は、館長が別に定める。

#### **附 則**

##### **（施行期日）**

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

##### **（経過措置）**

- 2 県民会館条例（昭和39年宮城県条例第1号）の一部を改正する条例（平成17年条例第108号）による改正前の県民会館条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当の規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 県民会館条例施行規則（昭和39年宮城県規則第67号）の一部を改正する規則（平成17年7月14日規則第142号）による改正前の県民会館条例施行規則で定める様式は、当分の間、この規程で定める相当の様式とみなす。この場合において、様式中「宮城県知事」とあるのは「宮城県民会館長」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

(施行期日)

- 4 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 5 この規程に別段の定めがある場合を除き、この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に許可を受けた使用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 6 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

- 7 この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号 (その 2), 様式第 1 号 (その 3), 様式第 2 号, 様式第 3 号改正)

- 8 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(第 6 条、第 7 条、第 1 2 条、第 1 3 条、第 1 4 条改正)

別表第1 (第2条関係)

区 分	使 用 時 間
大 ホール	午前9時から午後9時まで
特 別 室	
大 会 議 室	
中 会 議 室	
小 会 議 室	
和 室	
展 示 室	
教 養 室	
リ ハ ー サ ル 室	
楽 屋	
駐 車 場	午前0時から午後12時まで

別表第2 (第11条関係)

## 1 各室の利用料金

使 用 区 分		使 用 時 間	午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	午前・午後・夜間
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後9時から 午後5時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
大 ホ ー ル	入場料を徴収しない場合	平 日	24,200円	39,600円	48,400円	63,800円	88,000円	112,200円
		土曜日・日曜日・休日	39,600円	55,000円	56,100円	94,600円	111,100円	150,700円
	500円以下の入場料を 徴収する場合	平 日	48,400円	66,000円	72,600円	114,400円	138,600円	187,000円
		土曜日・日曜日・休日	56,100円	84,700円	91,300円	140,800円	176,000円	232,100円
	500円を超え1,000円以下の 入場料を徴収する場合	平 日	61,600円	94,600円	102,000円	156,200円	196,600円	258,200円
		土曜日・日曜日・休日	69,300円	112,000円	122,000円	181,300円	234,000円	303,300円
	1,000円を超え3,000円以下の 入場料を徴収する場合	平 日	74,800円	122,000円	132,000円	196,800円	254,000円	328,800円
		土曜日・日曜日・休日	93,500円	150,000円	159,000円	243,500円	309,000円	402,500円
	3,000円を超え5,000円以下の 入場料を徴収する場合	平 日	90,200円	145,000円	154,000円	235,200円	299,000円	389,200円
		土曜日・日曜日・休日	113,000円	177,000円	187,000円	290,000円	364,000円	477,000円
	5,000円を超える入場料を 徴収する場合	平 日	97,900円	159,000円	168,000円	256,900円	327,000円	424,900円
		土曜日・日曜日・休日	123,000円	193,000円	205,000円	316,000円	398,000円	521,000円
特 別 室			5,000円	6,300円	7,500円	11,300円	13,800円	18,800円
大 会 議 室	601		8,300円	10,100円	12,100円	18,400円	22,200円	30,500円
中 会 議 室	401		1,700円	2,300円	2,600円	4,000円	4,900円	6,600円
中 会 議 室	602		2,700円	3,500円	5,500円	6,200円	9,000円	11,700円
小 会 議 室	603		1,600円	2,200円	2,700円	3,800円	4,900円	6,500円
小 会 議 室	604		1,100円	1,500円	1,800円	2,600円	3,300円	4,400円
小 会 議 室	405		1,300円	1,700円	2,200円	3,000円	3,900円	5,200円
和 室	B01		1,300円	1,600円	2,200円	2,900円	3,800円	5,100円
	305		1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円	5,300円
	403		1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円	5,300円
	404		1,300円	1,700円	2,300円	3,000円	4,000円	5,300円
展 示 室	501		2,900円	4,000円	4,500円	6,900円	8,500円	11,400円
	502		2,900円	4,000円	4,500円	6,900円	8,500円	11,400円
教 養 室	503		950円	1,300円	1,500円	2,250円	2,800円	3,750円
	504		950円	1,300円	1,500円	2,250円	2,800円	3,750円
リ ハ ー サ ル 室	402		3,500円	4,600円	5,100円	8,100円	9,700円	13,200円



楽 屋	B02	1,900円	2,500円	3,100円	4,400円	5,600円	7,500円
	B03	950円	1,300円	1,500円	2,250円	2,800円	3,750円
	B07	300円	400円	550円	700円	950円	1,250円
	201	300円	400円	550円	700円	950円	1,250円
	202	1,600円	2,300円	2,500円	3,900円	4,800円	6,400円
浴 室		1,900円	1,900円	1,900円	3,800円	3,800円	5,700円

## 2 設備器具の利用料金

区分	名 称	単 位	利用料金	適 要
舞 台 設 備 器 具	中迫り	1 基	1,700円	5m×1.2m (前・後各1基)
	花道スッポン	1 基	1,700円	3尺×6尺サイズ
	松羽目	1 式	1,200円	バトン吊り
	所作台	1 式	5,100円	花道部分も含む
	平台	1 枚	250円	W4×L6尺=20枚/W6×L6尺=10枚
	箱足	1 台	75円	H1尺=30台/H1.6尺=20台
	高足	1 台	75円	H2.8尺=12台/W3・4・6尺
	中足	1 台	75円	H2尺=19台/W3・4・6尺
	上敷	1 枚	150円	大・小あり
	毛せん	1 枚	250円	座布団10枚付き
	金びょうぶ	1 双	1,700円	H 2,430mm (6曲1双)
	銀びょうぶ	1 双	1,200円	〃
	白びょうぶ	1 双	800円	〃
	大太鼓	1 式	350円	約60cmφ (台車・ばち込み)
	オーケストラピット	1 基	3,500円	手動式 (使用できるまで、バイト16名で約45分)
	音響反射板	1 式	5,800円	電動式 (天反 3・側反 3×2・正反 1)
	オーケストラスタンド (下手・上手一式)	1 式	3,500円	コナ-部 (変形平台) 上手・下手 各・組立て式
	合唱台	1 式	1,700円	高さ : H30/H60/H90 : 3 段式 ( D45cm×W180cm )
	指揮台	1 式	350円	2 段重ね : 赤じゅうたん張り
	譜面台	1 台	75円	100台 (折りたたみ式)
	譜面灯	1 台	55円	30台 : クリップ式 (大)
	コントラバス用椅子	1 脚	150円	6脚 (鉄パイプ式)
	ピアノ用椅子	1 脚	150円	背あり 6脚/背なし 3脚
	演台・脇卓・花台	1 式	800円	W2,000×D900×H1,000
	司会用卓 (書見台)	1 台	150円	手元明かり付
	長方卓 (折り畳み式)	1 台	75円	20台 (180cm×45cm) 木目調
	椅子 (赤・茶・ピンク)	1 脚	55円	100脚 3 種あり (折り畳み式・スタッキング式)
	テーブルクロス	1 枚	350円	テーブル1本に1枚使用 (事務室にて貸し出し)
	表彰盆	1 枚	150円	A4サイズ用・A3サイズ用 (事務室にて貸し出し)
	電気ストーブ	1 台	250円	(事務室にて貸し出し)
	扇風機	1 台	250円	(事務室にて貸し出し)
	日の丸旗 (大)	1 枚	150円	パネル式 (H 189×W 270cm)
	〃 (小)	1 枚	100円	パネル式 (H 147×W 210cm)
	県 旗 (大)	1 枚	150円	パネル式 (H 189×W 270cm)
〃 (小)	1 枚	100円	パネル式 (H 147×W 210cm)	

ピアノ	ピアノA (グランド)	1台	11,500円	調律料は別途 (艶有り・艶消し各1台あり) 椅子1脚付
	ピアノB (グランド)	1台	5,100円	調律料は別途 (艶有り) 椅子1脚付
	ピアノC (アップライト)	1台	3,500円	椅子1脚付 (202楽屋・402リハーサル室内) 移動不可
映写設備器具	映写機 (16mm/35mm兼用)	1台	6,900円	指定業者の操作となる
	スクリーン	1式	1,700円	電動13.8m×5.4m / 移動式1.5m×1.2m
音響設備器具	拡声装置 (大ホール用)	1基	2,800円	プレミアムのみマイク1本付き (通常3基使用となる)
	マイク (大ホール用)	1本	700円	スタンド付
	ワイヤレスマイク (大ホール用)	1CH	1,200円	ハンド・ピンタイプ 各6CHまで可 (電池使用料は別途)
	吊りマイク装置 (3点吊り)	1式	900円	マイク1本付き (電池使用料は別途)
	拡声装置 (カラムスピーカー)	1組	2,800円	L・R使用で通常2基使用となる
	拡声装置 (跳ね返りスピーカー)	1組	2,800円	L・R使用で通常2基使用となる
	その他 (楽屋・運営・フロント・ロビーホール等)	1組	2,800円	各使用スピーカー区画による
	ステージ跳ね返りスピーカー (追加)	1基	900円	追加使用のみ
照明設備器具	Aセット フットライト ボーダーライト3列 フロントライト 第1シーリングライト	1式	基本額 7,400円 加算額 消費電力量の実費相当額	カラーフィルターは含まない
	Bセット Aセットのほか アッパーホリゾンライト ローアホリゾンライト サスペンションライト ステージスポットライト 花道フットライト 第2シーリングライト 吊りタワースポットライト トーマンタルスポットライト	1式	基本額 19,000円 加算額 消費電力量の実費相当額	カラーフィルターは含まない
	ミラーボールマシン又はこれに類する設備器具	1台	基本額 700円 加算額 消費電力量の実費相当額	ガラスマシン・芯なしマシン・オーロラマシン・オーバーヘッドマシン・雲マシン・波マシン・雪マシン・スライトキャリア・リップルマシン・カッターライト・種板を含む
	クセノンピンスポットライト	1台	基本額 2,800円 加算額 消費電力量の実費相当額	
	先玉レンズ	1個	250円	
	パーライト	1個	350円	
	FQライト	1個	350円	
	ストリップライト	1個	250円	
	フットスポットライト	1台	250円	
	プロジェクタースポットライト	1台	700円	

視 聴 覚 設 備	拡声装置（展示室、リハーサル室以外の室用）	1式	1,400円	マイクロホン1本付
	拡声装置（展示室、リハーサル室用）	1式	2,300円	マイクロホン1本、CDプレーヤー付
	ワイヤレスマイク装置	1式	1,400円	マイクロホン1本付
	マイクロホン	1本	450円	追加用
	ワイヤレスマイクロホン	1ch	450円	追加用
	ビデオ/DVDプレーヤー	1台	550円	
	カセットデッキプレーヤー	1台	550円	
	CDプレーヤー	1台	550円	
	電動スクリーン	1式	250円	
	モニターTV	1式	550円	4台
	電動暗幕	1式	250円	
	デジタルプロジェクター	1台	1,000円	

### 3 冷暖房施設の利用料金

区 分	利用料金（1時間当たり）
大 ホ ー ル	6,900円
大 会 議 室（601）	800円
中 会 議 室（401・602）	450円
展 示 室（501・502）	
特 別 室（203）	250円
リ ハ ー サ ル 室（402）	
楽 屋（B02・202）	
小 会 議 室（405・603・604）	150円
和 室（B01・305・403・404）	
教 養 室（503・504）	
楽 屋（B03・B07・201）	

### 4 駐車場の利用料金

駐車時間30分までごとに	200円
--------------	------

## 備考

- 1 使用時間がこの表に定める使用時間に満たない場合においても、時間割計算は行わない。
- 2 この表に定める使用時間外に使用する場合は、利用料金の額は、使用時間が午前9時以前及び正午から午後1時までの場合は午前の、午後5時から午後6時までの場合は午後の、午後9時以降の場合は夜間の区分に従い、それぞれの利用料金の額（夜間の区分にあっては、その5割増の額）を時間割計算によって算出した額（100円未満の端数が生じたときは、100円に切り上げる。）とする。この場合において、使用時間に1時間未満の端数がある場合は、1時間に切り上げる。
- 3 休日とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 4 大ホールを使用する場合において次に掲げる場合に該当するときは、それぞれに掲げる金額をもってこの表の入場料の額とする。
  - (1) 入場料を定めている場合で、その入場料の額に段階があるとき。 最高の入場料の額
  - (2) 入場料を定めている場合で、その入場料の全部又は一部を徴しないとき（当該入場料以外の給付を受けないときを除く）。 その定めている入場料の額
  - (3) 通常入場料を徴収する催物等を開催する場合で、入場料を定めていないとき、又は当該催物等の開催その他入場させるために要する経費から勘案して低額の入場料を定めているとき。 当該催物等の開催その他入場させるために要する経費を通常入場させることができる人員の数で除して得た額
- 5 大ホールを準備又は練習のために使用する場合は、この表に定める利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 6 施設器具の利用料金の額には、組立て、取付け、取外し等に特別に必要な人件費は含まない。
- 7 大ホールの使用であって持込設備器具の使用により電気を消費した場合は、消費電力量の実費相当額を徴収する。
- 8 乾電池又は水銀電池を使用するものにあつては、実費相当額を徴収する。
- 9 601及び602会議室用の視聴覚装置を使用する場合の午前、午後又は夜間の区分ごとの利用料金の合計が4,700円を超える場合には、当該使用に係る午前、午後又は夜間の区分における利用料金の額は、4,700円とする。
- 10 冷暖房施設の利用料金は、大ホール、特別室、大会議室、中会議室、小会議室、和室、展示室、教養室、リハーサル室又は楽屋において冷暖房施設を使用するときに徴収する。
- 11 冷暖房施設を使用する場合において、使用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。
- 12 冷暖房期間（7月1日から9月30日まで及び11月16日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）における大会議室、中会議室、小会議室、和室、展示室、教養室及びリハーサル室（以下「大会議室等」という。）の使用に係る冷暖房施設の利用料金の額は、3の項の表に記載する金額に各室の使用時間を乗じて得た額とし、大ホール、特別室及び楽屋の使用並びに冷暖房期間以外の大会議室等の使用に係る冷暖房施設の利用料金の額は、3の項の表に記載する金額に冷暖房施設を実際に使用した時間を乗じて得た額とする。